# 「神戸市と徳島県の里山資源・農林水産物」
# プロモーション推進業務　仕様書

## １　委託業務名

「神戸市と徳島県の里山資源・農林水産物」プロモーション推進業務

## ２　委託業務の目的

徳島県県南地域の伝統産業である樵木林業は、令和７年１月、日本農業遺産に認定され、この認定を契機に関係機関と連携を図り、広葉樹生産面の強化による樵木林業の更なる振興を図るとともに、備長炭を活用した県内外イベント活動や講演会等を実施し、認知度向上に向けたＰＲ活動を行っている。

他方、神戸市では、都市部でありながら約４割を占める森林について、経済活動と連動した持続可能な森林管理の実現を目指したプロジェクトを進めており、その一つに樵木林業による里山広葉樹の施業推進及びその資源を活用した付加価値の高い備長炭生産を計画している。

そこで、徳島県と神戸市の共通施策である樵木林業を核にした里山の再生・次世代継承と地域活性化を図るため、両行政組織が連携し、大都市圏の神戸市民を対象に、里山の森林環境保全の理解醸成や里山・里海が育む徳島県・神戸市産農林水産物の魅力発信活動を実施し、里山の認知度・魅力度向上と関係交流人口の拡大につなげる。

## ３　委託期間

契約締結日から令和９年３月２６日（金）まで

## ４　委託業務内容

本委託業務では、プロモーションの企画・広報・準備・実施運営・撤収等、一切の業務を委託する。

なお、プロモーションの企画・運営にあたっては次の条件に基づき、関係者と綿密な連絡調整の上、演出・レイアウト・照明等について企画し業務を行うこと。

委託業務実施場所は神戸市市街地とし、次の（１）～（３）の業務を企画・運営すること。

本業務の受託者は、「神戸市と徳島県の里山資源・農林水産物」プロモーション推進業務の円滑かつ効果的な実施に向けて、神戸市とも連絡調整しながら進めること。

（１）神戸市と連携したプロモーションの企画・運営

**ア　神戸市　街中プロモーション（FARMERS MARKET）**

・時期：令和９年１月（開催期間１日）

・場所：神戸市三ノ宮周辺

・内容：一般社団法人KOBE FARMERS MARKETが主催するFarmers Marketに

徳島県ブースの展示・出展を行い、樵木林業の取り組みや、備長炭を使った試食販売等を行う。

**イ　神戸市×徳島県　樵木林業プロモーション（徳島県主催）**

・時　期：令和9年2月～3月の休日（開催期間１日、事前準備半日）
・規　模：屋外会場、参加人数5,000名程度
　　計２０ブース程度（１ブース：4m×4m程度）
　　及びメインステージ
・場　所：神戸市三ノ宮周辺の屋外会場（委託者が選定）
・内　容：神戸市民に向けて里山資源循環の意義や樵木林業について普及・啓発を実施する。
　　また、備長炭と相性の良い神戸市と徳島県の農林水産物の試食販売等を行い、各地域の魅力発信に取り組む。
　　併せて、神戸市と徳島県の伝統文化や観光等についても、阿波おどりやご当地キャラクター等により効果的にPRを行う。
・その他：徳島県からのブース出展者を送迎する貸切バス1台を手配し運行する。

**ウ　里山資源循環・再生シンポジウム（徳島県主催）**

・時　期：令和9年2月～3月上旬
　　（開催期間１日、時間帯：13:30～16:00）
・規　模：屋内会場、参加人数 100～150名
・場　所：神戸市内三ノ宮周辺の屋内会場（委託者が選定）
・内　容：森林・環境分野に関心を持つ神戸市在住の大学生等を主体に、広葉樹資源を活用し、「樵木林業」を核に里山を再興することを目的に、学識経験者による講演と関係者による事例報告等を行い理解醸成を図る。
　　1）基調講演：神戸市側 1名、徳島県側 1名程度
　　2）事例報告：神戸市側 2名、徳島県側 2名程度
　　3）パネルディスカッション：
　　司会１名、パネラー事例報告者４名程度
・その他：徳島県からのシンポジウム参加者を送迎する貸切バス1台を手配し運行する。

（２）　（１）ア、イ、ウのプロモーション業務条件に関すること

**ア 神戸市　街中プロモーション（FARMERS MARKET）**

(ｱ) ブース出展料に係る費用の支払いを行うこと。

**イ 神戸市×徳島県　樵木林業プロモーション**

(ｱ) 会場使用料・公園占用料（電気・水道使用料含む）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｲ) 仮設・レンタル費（テント（ブース・本部用）、机・椅子、簡易流

し台、仮設電源、大型発電機、ゴミステーション設営、案内看板など）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｳ) ステージ・音響設備（簡易ステージ台、PA機器一式、音響オペレーター人件費）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｴ) 人件費・警備費（警備員（雑踏警備５名、前日警備２名程度）、誘導・清掃・運営スタッフ（15名～25名）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｵ) 広報・宣伝・デザイン費（チラシ・ポスター印刷・ポスティング、SNS広告、WEBサイトや公式案内ページの制作）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｶ) 申請・保険・諸経費（イベント賠償責任保険、保健所申請手数料、消耗品、通信費、人件費、予備費）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｷ) 関西阿波おどり協会等の団体やブース出展者に係る費用の支払いを行うこと。
(ｸ) 全体のプログラム・司会者や出演者の読み上げ原稿の作成・提出を行うこと。
(ｹ) その他、イベント広報・運営管理に必要なことについては委託者と協議すること。

**ウ　里山資源循環・再生シンポジウム**

(ｱ) 会場室料に係る費用の支払いを行うこと。
(ｲ) 付帯設備・ＡＶ機器（高輝度プロジェクター、スクリーン、マイク3～4本、演台など）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｳ) 資料印刷・名札・看板（プログラム冊子（150部）、演題垂れ幕・案内サイン）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｴ) 運営人件費（司会・受付・誘導・マイク係（3～4名）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｵ) 控室（登壇者用控室（小会議室１室）に係る費用の支払いを行うこと。
(ｶ) 登壇者の謝金等に係る費用の支払いを行うこと。
(ｷ) 各設備の適切な安全管理を行うこと。
(ｸ) その他業務遂行に必要な設備を作成・手配するとともに、各会場を設営すること。
(ｹ) その他不要になった設備については撤去すること。

（３）調査報告書作成及び継続的な普及につながる業務

イベント時の効果的なアンケート調査等により、里山資源の循環利用や樵木林業、備長炭普及に向けての課題分析と、神戸市民等への普及方策の取りまとめを行い、報告書及び記録動画を作成する。

（４）その他

・業務実施にあたっては、里山資源の循環利用と価値向上（樵木林業や備長炭等）及び、神戸市と徳島県の魅力を効果的に伝える工夫を実施すること。
・徳島県緊急時対応計画（EPA）の策定・運用について徳島県と調整を行うこと。

## ５ 成果品等の提出

業務終了後、令和9年3月26日（金）までに、徳島県美波農林事務所あて、以下の成果品等を提出すること。

（１） 業務に関して作成した全ての制作物の電子データ
（２） 実施報告書をA4 版カラー冊子１部と電子データ
（３） 記録動画の納品は、データ形式（MOV、MP4）とし、横動画は、16:9（編集込み）、フルハイビジョン映像３分以内とする。

## ６ その他

（１）県は、委託業務を円滑に遂行するため、受託者に報告を求めることができる。
（２）県は、委託業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、不適当とした理由を明示した書面により、必要な措置を講ずるべきことを要求することができる。
（３）受託者は、（２）の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、決定した対応措置を要求のあった日から１０日以内に県に書面で通知しなければならない。
（４）受託者は、提供された資料を厳重に整理保管し、委託業務以外の目的に使用せず、委託業務終了後、県に返却するものとする。
（５）受託者は、委託業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。委託業務終了後もまた同様とする。
（６）委託業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
（７）受託者は、委託業務を処理するに当たっては、徳島県個人情報保護条例にのっとり、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
（８）契約履行過程で生じた成果物や記事等の全ての著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は県に帰属し、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
（９）本仕様書に定めのない事項については、県と受託者とが協議して決定するものとする。